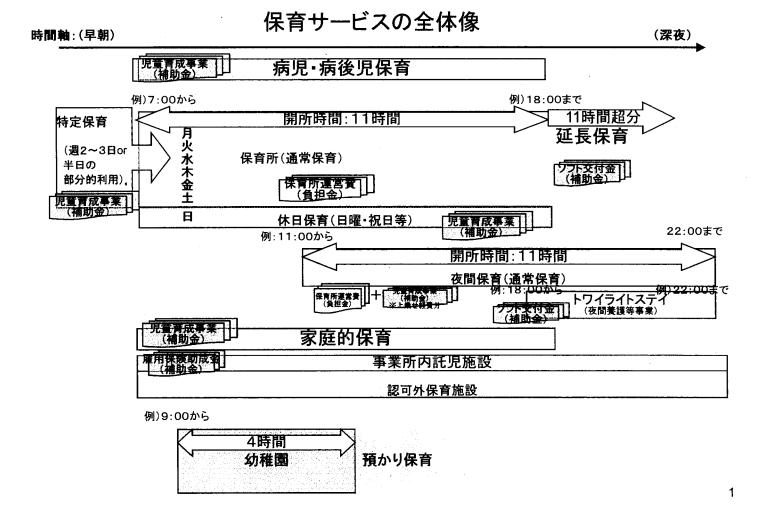
第2回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第二専門委員会 平成21年9月11日

資料1-2

多様な保育関連給付メニュー について(参考資料)



多様な保育の取組の現状

《事業名》

《事業内容》

《実績》

《地域における箇所数》

認可保育所

日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)

保育所数:22,925箇所 利用児童数:204万人 (平成21年4月1日現在)

◆ 1小学校区当たり1.03か所

延長保育事業

11時間の開所時間を超えて保育を行う事 業 15,076箇所 (平成19年度交付決定ベース)

◆ 認可保育所の65.8%

休日保育事業

日曜・祝日等の保育を行う事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施)

927箇所 (平成20年度交付決定ベース) ◆ 認可保育所の4.0%◆ 1市区町村当たり0.51か所

夜間保育事業

22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間)

77か所 (平成20年度交付決定ベース) ◆ 認可保育所の0.34% ◆ 1市区町村当たり0.04か所

特定保育事業

週2~3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業

1,057か所 (H20年度交付決定ペース) ◆ 認可保育所の4.6%◆ 1市区町村当たり0.58か所

病児・病後児 保育事業 (病児対応型) 病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師・ 特が地域の病児を一時的に預かる事業 (病後児対応型)病院・保育所等の付款の専用スペースで、地域の病後児が応望・ (体調不良児型)保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業 (体調不良児型)保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業

1,164箇所 (H20年度交付決定ベース) ◆ 認可保育所利用児童1,753人当たり1か所 ◆ 1市区町村当たり0.64か所

家庭的保育

保育に欠ける乳幼児について、保育士又は 看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅 等において、保育所と連携しながら、少数の 主に3歳未満児を保育するもの

家庭的保育者数:130人 利用児童数:491人 (H20年度交付決定ベース)

◆ 1市区町村当たり家庭的保育者0.07人

注:市区町村の総数は1,811(平成20年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(確定値)」。

保育所(認可保育所)

(1) 概要

サービス・給付内容

日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設。 (原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)

② 実施状況

·実施箇所数:22,925箇所(H21.4現在) ·利用児童数:約204万人(H21.4現在)

(2) サービス提供・給付責任

○ 市町村に対して、「保育に欠ける」乳幼児について、保育所における保育を義務付け。

(※ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、自治体単独保育室等における保育等の「その他の適切な保護」をしなければならない。)

○ 入所希望者が当該保育所の定員数を上回る場合は、公正な方法で選考。

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載(※今回の児童福祉法等改正において、整備目標量を定めるに際しての参酌標準を規定)。

また、特定市町村(待機児童数50人以上)には、供給体制確保のため「市町村保育計画」の策定を義務付け。

② 施設整備補助

私立保育所については、施設整備補助有り。(※「安心こども基金」)

《国庫補助対象》社会福祉法人・学校法人(幼保連携型認定こども園の保育所)・日本赤十字社・公益社団法人・ 公益財団法人・特例社団法人・特例財団法人(※株式会社・NPO法人は補助対象外)

《国庫補助単価》 定員90名の保育所を整備する場合の例 1施設当たり8000万円(事業費ベース1億6000万円)

《費用負担》 定額国1/2相当、市町村1/4相当、設置者1/4相当(交付要綱の規定に基づ、満上げ 国2/3相当、市町村1/12相当、設置者1/4相当) (※公立保育所については、三位一体改革により、平成18年度に一般財源化。) 2

Jз

(4) 事業開始規制等

- ① 市町村が実施する場合
 - ・・・都道府県知事に対する届出
- ② 民間主体が実施する場合(※主体制限はなし)
 - …都道府県知事の認可

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断

- 市町村が「保育に欠ける」乳幼児か否かを判断。
- ・ 具体的な判断基準は、政令で定める大枠の基準に従い、各市町村が条例で設定。

② サービス利用の流れ

保護者が市町村に対して希望の保育所の申込みを行い、市町村と保護者の間で利用契約を締結。 (市町村と保育所の間は委託関係)

③ 利用料

各市町村が保育料を設定。(国は、国と市町村の間の精算基準として徴収金基準額を設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

① 人員配置(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)

O歳児3人:保育士1人 / 1·2歳児6人:保育士1人 / 3歳児20人:保育士1人 / 4歳以上児30人:保育士1人

② 施設設備(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)

《0·1歳児》 乳児室(1.65㎡以上/人)・ほふ〈室(3.3㎡以上/人)・医務室・調理室・便所 《2歳以上児》 保育室又は遊戯室(1.98㎡以上/人)・屋外遊戯場(3.3㎡以上/人)・調理室・便所

③ その他

- · 「保育所保育指針」に基づいて、児童の発達に応じた保育を提供。
- ・ 保育所版の第三者評価基準を作成

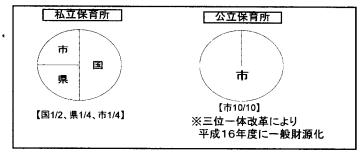
(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

「保育所運営費」として、定員規模・入所児童の年齢に応じた費用を市町村より支払い。 (※利用量(日数・時間)には関連しない単価設定。)

② 費用負担

「保育所運営費」に要する費用について、以下の割合で公費負担。(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」ではなく、かかった費用を必ず負担する「義務的経費」となっている。)



③ 費用額

費用額(全体):約1兆8200億円

公費負担総額:約1兆400億円 (H21予算ベース(公立分は推計による)) ※残余(7800億円)は利用者負担

(8) その他

- 〇 平成18年10月より、 幼稚園、保育所等のうち、①教育及び保育を一体的に提供し、②地域における子育て支援を 実施する施設を都道府県が認定する「認定こども園」制度が開始。
- 認定こども園に対する財政措置は、保育所及び幼稚園に係る補助制度を組み合わせ。

延長保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

11時間の開所時間を超えて保育サービスを提供する事業

② 実施状況

·実施箇所数:15,076箇所(民間分:H19年度交付決定ベース、公立分:厚生労働省保育課調べ)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※設置主体(保育所)及び市町村の判断)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

(4) 事業開始規制等

通常保育の時間延長部分であるため、独自の事業開始規制等はない。 (7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

6

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

利用申込みは、市町村又は直接保育所に対して行う。

(※通常保育の時間延長部分であるため、サービスの必要性に係る独自の判断はない。)

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

〇 人員配置

延長時間帯を通じて、常時2人以上の保育士を配置。

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

各市町村が補助額等を決定。(※次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付し、市町村が、交付金と自らの負担分を併せて、それぞれの補助対象事業の実施主体に対する補助を実施。)。

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約776億円(H21年度予算ベース))の内数

市 国 [国1/2、市1/2]

休日 · 夜間保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

休日保育:日曜·祝日等の保育を行う事業(※年間を通じて開所する保育所が実施) 夜間保育:22時頃までの夜間保育を行う事業(※開所時間は概ね11時間)

② 実施状況

《実施箇所数》 休日保育:927箇所、 夜間保育:77箇所 (H20年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※設置主体(保育所)及び市町村の判断)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

(※保育所等での提供が前提のため独自の施設整備補助の仕組みはない。)

(4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による公共施設での提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。 (7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

R

(5) サービス利用の仕組み

|①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

休日・夜間において保護者が労働することを常態としている等の「保育に欠ける」児童

③ 利用料

《休日保育》 特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

《夜間保育》 通常保育と同様。(=各市町村が保育料を設定、国は国と市町村の間の精算基準として徴収金基準額を設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

〇 人員配置

休日保育事業:対象児童数の多さ等に応じた保育士の配置とすること。(最低2人以上)

夜間保育事業:保育所と同様。

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》

休日保育: 【認可保育所】117.6~318.9万円、【認可保育所以外】63~220.5万円 (利用児童数に応じた実績払い)

夜間保育:【認可保育所】246万円、【認可保育所以外】150万円

(注)保育所としての運営費とは別途、夜間保育に必要な光熱水費、設備費等に対する上乗せ補助

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》 休日保育:約40. 1億円/夜間保育:約3億4千万円(H21年度予算ベース)

《公費負担総額》 休日保育:約20.1億円/夜間保育:約3億4千万円(H21年度予算ベース)※休日保育の残余は利用者負担



特定保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

週2~3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育サービスを提供する事業

② 実施状況

《実施箇所数》 1,057箇所 (H20年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り。))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

保育所の施設整備の際に、併せて特定保育事業のための保育室等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。 (7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

10

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

市町村が定めた事由により、一定程度(概ね月64時間以上)の日時について、保護者・同居親族等が保育できないと認められる 就学前児童について、保護者からの市町村又は保育所に対する申込みによりサービス提供。

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

〇 人員配置

保育所に準じる。(保育所以外の公共的施設で実施する場合は、保育士を最低2人以上配置。)

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 27~513万円(利用児童数に応じた実績払い) (※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

市 東主 県 [事業主1/3、県1/3、市1/3]

③ 費用額

《費用額(全体)》 約31.5億円 (H21年度予算ベース) 《公費負担総額》 約15.8億円 ※残余は利用者負担

家庭的保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの(※今回の児童福祉法等改正により、市町村を実施主体とするとともに、保育士又は看護師以外の者も担い手となり得るようにする方向で検討中)。

② 実施状況

《実施箇所数》 家庭的保育者数:130人 (H20年度交付決定ベース)

《利用者数》 利用児童数491人 (H20年度交付決定ベース) ※H21年度予算で利用児童数を5000人へ拡大

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断)

(※今回の児童福祉法等改正により、保育所の補完的役割として位置付け。)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

今回の児童福祉法等改正により、市町村が地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載し、また、国において、市町村が認可保育所と併せた保育サービスの整備目標量を定めるに際しての参酌標準を提示する旨規定。

② 施設整備補助

特になし

(4) 事業開始規制等

(7)による補助を受けるためには、市町村より家庭的保育事業の委託を受けることが必要。

(※今回の児童福祉法等改正により、実施主体が市町村とされ、市町村による都道府県知事への届出を規定)

12

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断

「保育に欠ける」児童

②サービス利用の流れ/③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

〇 人員配置

保育士又は看護師の資格を有する者1人に対し、就学前児童3人以下(別途補助者を雇用する場合は5人以下)

(※今回の児童福祉法等改正により、保育士又は看護師以外の者も担い手となり得るようにする方向で検討中)

※ なお、連携保育所の下に、家庭的保育者に対する巡回指導や相談等を行う専任職員を配置

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 家庭的保育者:53,400円(児童1人当たり月額)

家庭的保育支援者:約460万円(年額)

連携保育所又は実施保育所:約170万円(家庭的保育者10人を支援する場合)

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

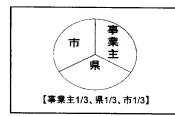
左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》 約75億円 (H21年度予算ベース)

《公費負担総額》 約43億円 (H21年度予算ベース) ※残余は利用者負担



(1) 概要

① サービス・給付内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業

② 実施状況

《実施箇所数》 7.651箇所 (H20年度交付決定ベース)

※ 一時預かり事業には、保育所型(保育所で実施)と地域密着型(地域子育て支援センター等で実施)がある。また、一時預かり事業(地域密着型)に類するものとして、有資格者(保育士)を1名以上配置するとともに、一定の研修を修了した者を配置する類 型を創設)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

保育所の施設整備に併せて一時預かり事業のための部屋等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出(今回の児童福祉法等改正による。主体制限はなし。)

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料 特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において判断・設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

〇 人員配置

対象児童の多さ等に応じた必要な保育士の配置とすること。(最低2人以上)

※一時預かり(地域密着型)に類するものとして予算事業を実施する場合には、保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を 修了した者を配置すること。

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 45~783万円(利用児童数に応じた実績払い)

- (※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))
- ※ 一時預かりに類するものとして事業を実施する場合には、
 - 一時預かり事業の9割相当(予算事業)

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

【事業主1/3、県1/3、市1/3】

③ 費用額

《費用額(全体)》約151億円 (H21年度予算ベース) 《公費負担総額》約75億円 ※残余は利用者負担

15

保育所の分園方式

目的

保育所分園は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の定に基づく保育所に分園を設置することにより、 認可保育所の置が困難な地域における保育の実施を図ることを目的とする。

具体的内容

1. 対象施設

分園となる保育所は複数設置することができることとする。

2. 定員

1分園の規模は原則として30人未満とするが、中心保育所の規模や中心保育所との距離等を勘案して一体的な運営が可であれば30人以上とすることができる。

3. 職 員

最低基準を満たしかつ2人以上の必要な保育士を配置。

4. 管理·運営

児童の処遇や保護者等との連絡体制等を十分確保して、さらに、構造、設備及び職員配置の観点から十分な機能を有している場合にあっては夜間保育を行うことができる。また、公立 育所の分園にあっては他の主体に委託することができる。

5. 構造及び設備

保育所に関する児童福祉施設最低基準によることを基本とする。

ただし、設備の基準については調理室は設けないことができるとともに、必要な医薬品を備えていれば医務室を設けないことができる。

また、分園が夜間保育を行う場合は、仮眠のための設備及 その他夜間保育に必要な設備、備品を備え 16 ていること。

家庭的保育事業の体系

児童福祉法(抜粋)

○ 宝盛的保育事業の定義 【法6の29】

家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であって、市町村が第二十四条第一項に 規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者(市町村長が行う 研修を修了した保育士その他の<u>厚生労働省令</u>で定める者であって、これらの乳 児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。)の居宅そ の他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

○保育の実施 [法24①]

市町村は、・・・保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

◎事業の開始等 [法34の14①]

市町村は、<u>厚生労働省令</u>で定めるところにより、あらかじめ、<u>厚生労働省令</u>で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

◎ 実施基準の遵守【法34の15】

家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして 厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

○福道府県による指導監督【法34の16】

- ・ 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- ・都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、・・・その事業の制限又は停止を命ずることができる。(法令違反や乳幼児の処遇に不当な行為をしたとき)

◎情難提供【法34の17】

家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望 する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に 資するため、・・・その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の 状況その他の<u>厚生労働省令</u>の定める事項に関し情報の提供を行わなければなら ない。

実施基準(イメージ)

○ 金盛的保育者の要件

保育士又は保育士と同等の知識及び経験を有するものとして市町村長が認める者であって、市町村長が行う研修を修了した者

② 実施場所等

- ・専用の部屋を有すること
- ・保育を行う居室は9.9㎡以上、3人を超える場合は1人超えるにつき3.3㎡を加算

O E E E E

- ・家庭的保育者1人で保育する場合は3人以下、
- 補助者とともに2人以上で保育する場合は5人以下

◎侵害内塞:保育所保育指針に準拠し、家庭的保育の特性に留意

◎市町村の体制整備

市町村は、保育所その他の関係機関と連携し、以下の業務を実施 (保育内容の支援、巡回指導・相談、代替保育 等)

ガイドライン(イメージ)

○ 宴座的保育事業の実施体制: 家庭的保育者又は保育所等を経営する者に委託

○情報提供:家庭的保育の氏名、資格、居宅、保育内容等を適切な方法で周知

○ 業島的侵責者:保育士資格を有さず研修によって家庭的保育者として認める際などにおいて適切な評価を行う。

② 市町 村の体質整備:家庭的保育者を支援するため、助言・指導を行う体制整備、 連携保育所の確保、代替保育の体制整備

○研修:保育士資格を有さない者が家庭的保育者となるための認定研修、就業前に全ての家庭的保育者に課す基礎研修、フォローアップ研修、現任研修、指導者養成のための指導者研修

家庭的保育者研修 1 基礎研修 (すべての家庭的保育者に対する家庭的保育に必要な基礎的知識・技術等の習得) 「家庭的保育者の対象前研修]

	[家庭的保育者の就業前研修]							
	科	B	名	Ø	分	時	M	内容
導入	家概		保育の	講	*	6	o 分	①家庭的保育の歴史的経緯 ②家庭的保育の特徴 ③家庭的保育のリスクを回避するための課題
家庭的保育の基礎		幼児	の発達	請	*	9	口分	①発達とは ②発達時期の区分と発達 ③ことばとコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動するカ ⑦こころと行動の発達を支える家庭的保育者の役割
72	A	事 と	栄養	納	養	6	0分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④家庭的保育者が押さえる食育のポイント
	小	児保	健 I	254		6	0分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて
	小	児保	健工	耕	*	6	0分	①子どもに多い症例とその対応 ②子どもに多い病気とその対応 ③事故予防と対応
	Û	肺菌	生法	実	技	1 2	0分	
家庭的保育の実際		庭的	保育の 容	請養	- 演習	1 2	0分	①家庭的保育における保育内容 ②家庭的保育の1日の流れ ③異年齢保育 ④新しく子どもを受け入れる際の留意点 ⑤地域の社会資源の活用 ⑥家庭的保育の記錄 ⑦保育の体制
		庭的境里	保育の 機	講	#	E	0分	①保育環境を整える前に ②家庭的保育に必要な環境とは ③環境チェックリスト
			保育の :管理	請	*	6	60分	①情報提供 ②受託までの流れ ③家庭的保育の運営上必要な記録と報告 ④個人事業主としての財務管理

	科目名	区分	時間	内	容
家庭的保育の実際	安全の確保と リスクマネジ メント	游卷	60%	①子どもの事故 ②子どもの事故の予防 (③緊急時の連絡・対策・対 ④リスクマネジメントと§	†Æ
	家庭的保育者 の職業倫理と 配慮事項	謝義・演	寶 90分	①家庭的保育者の職業情報 ②家庭的保育者の自己管理 ③家庭的保育者自身と家加 ④地域との関係 ⑤保育所や様々な保育者 ⑤行政との関係	E 実との関係
	保護者への対応	講義・演	3 9 0 分	①家庭的保育における保証 ②家庭的保育における保証 ③子育て支援における保証 ④保護者への対応 ~事例	〖者への対応の基本 〖者への相談-助言の原則
	子ども虚特	**	60%	・①子ども虐待への関心のの ②子ども虐待へは ③子ども虐待とは ③を持すか及ぼすり変更 ⑤を持ちを受ける発見と通り ⑤を持ちを受けるを受けるを ②子どもをすて虐待を ③子どもをすて虐待る ③常度的保育室で不不	ち もられる行動特徴 けたと思われたならば
	気になる子ど もへの対応	* *	90%	①気になる行動 ②気になる行動をする子は ③気になる行動への対応 ④気になる行動の原因と・ ⑤保育者の役割 ⑥遊び 一日本の優れた	D考え方 その対応
研修を	見学実置オリ エンテーショ ン	演習		①見学実習のポイントと ②見学を引き受ける際の	
進める上で必要な顕義	グループ計能	演習	90%	①計議の目的 ②計議の原則 ③計議の原則 ④計議の効果 ④計議のサナめ方	
見:	見学実習 実 習		2日以」	①保育日誌·家庭連絡帳(②実習日誌作成・提出	
	実施自治体の制度 について(任意)			- ①連携保育所 ②関係機関 ③地域資源 ④巡回指導・監査指導等 ⑤報告事項などのついて	

時間合計:2.1時間+2日以上

18

2 認定研修(保育の知識・技術等の習得)

科目名	時間
子ども家庭福祉 (「児童福祉・社会福祉」関連)	4 時間
子どもの心身の発達と保育(「発達心理学」関連)	8時間
子どもの健康管理 (「精神保健」・「小児保健」関連)	8時間
子どもの栄養管理 (「小児栄養」関連)	6時間
子どもの安全と環境 (「小児保健」・「養護原理」関連)	8時間
子どもの保育 (「保育原理」「教育原理」関連)	6時間
保育実習 (I) (連携保育所の3歳未満児クラス中心の実習)	4.8時間
保育実習 (II) (連携保育所又は認可保育所において実習) [看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者(1 年以上)の者を除く。]	20日

3 フォローアップ研修

[家庭的保育の経験年数2年未満の者] 目 的・内 容

(目的)	
・基礎研修において修得した内!	容を実践
した上での、疑問・悩みの解え	Ä
・関係する行政機関との連携関係	系の構築
・家庭的保育者間の連携関係の	集築
(内容)	
家庭的保育者からの相談・質	間を中心
とした研修	
[例]	
・保育内容の相談(異年齢保)	育等)
・避難経路の確保、避難訓練	存の計画
・記録等の書類の作成方法	
・経理方法等の指導	など

時間:各回概ね2時間

4 現任研修

[すべての家庭的保育者]

科目名	時間
最近の児童福祉行政	1時間
家庭的保育の運営・管理	2時間
子ども(3歳未満児)の心身 の発達と保育	3時間
子ども(3歳未満児)の健康 管理	3時間
子ども(3歳未満児)の栄養 管理	3時間
子ども(3歳未満児)の安全 と環境	3時間
保護者理解と対応	3時間

時間合計:18時間

看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者(1年以上)

時間合計:88時間

家庭的保育経験のない者及び家庭的保育経験者(1年未満) <u>時間合計:88時間+20日</u> [看護師、幼稚園教諭を除く]

5 指導者研修

[保育所又は家庭的保育の経験年数10年以上の保育士]

区分	内容
済 養	①子ども家庭福祉の動向(施策) ②社会福祉や保健・医療、教育などの領域の動向 ③関係機関・施設や地域とのかかわり ④保育ソーシャルワーク(講義・演習) ⑤オーバービジョン(目的、方法) ①ソーシャルアクション ⑥苦情解決と第三者評価 ⑤家庭的保育の運営・管理 ⑪子どもの中身の発達と保育 ⑪子どもの学養・健康管理 ⑰子どもの安全と環境 ⑬保護者理解と対応
実 習	

] [家庭的保育				
形態	多庭的保育者が居宅等で就学前児童の少人数を保育				
子どもの保育の特徴	少人数による個別的対応(一人一人の発達過程や心身の状態に応じてきめ細やかに対応) 〇十分なスキンシップや応答的関わりによる保育者との愛着形成。 〇一人一人の生活リズムを考慮し、子どもの一日の生活を見通して対応。 〇食事、授乳、排泄等生活面の個別対応による子どもの状態の的確な把握。 〇子どもの発達過程や興味や関心に即した保育を柔軟に展開。 〇子ども同士の間で、異年齢の関わりやきょうだい関係に近い関わりが持てる。				
保育の環境 家庭的で温かな環境					
保護者との関わり	少人数による個別的対応(保護者一人一人の状況や心身の状態に応じてきめ細やかに対応) 〇日々、保護者と顔を合わせ、子どもや子育てに関する相談に応じたり、日常的なアドバイスが丁寧に行える。 ○同じ保育者が一日を通して子どもをみる。 ○保護者の就労や個々の事情に合わせた柔軟な対応が可能。 ○密接で親密な関わりにより保育者との信頼関係が築かれやすい。				

20

認可外保育施設に関連する現行制度

(認可外保育施設の類型)

- 認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない保育施設全般をさしており、 以下のような類型に区分することがある。
 - (1) 事業所内保育施設(ex:院内保育施設等)
 - (2) ベビーホテル(※①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③利用児童の半数以上が一時的利用、のいずれかに該当する施設)
 - (3) その他
- こうした認可外保育施設の中には、自治体独自の基準による補助を受けている施設もある。 (ex:東京都認証保育所や横浜保育室等のいわゆる「自治体単独保育室」)
- また、<u>認定こども園</u>の中には、保育所部分について認可を受けていない類型(<u>幼稚園型又は地方裁量型</u>)があり これらの保育所部分についても、認可外保育施設の一類型である。

(認可基準・定員規模)

- 現行制度においては、認可保育所に対して<u>児童福祉施設最低基準</u>の遵守を求めており、同基準を満たさなければ、認可は行われない。(※児童福祉施設最低基準)
- ※ 一方で、<u>保育所認可</u>には、都道府県知事の<u>裁量が比較的広く認められており</u>、必要な客観基準を満たす場合であっても、 認可されないことはあり得る。
- また、認可保育所の<u>定員規模は、60人以上を原則</u>。都市部の要保育児童が多い地区で低年齢時を一定割 合以上受け入れる場合や、過疎地域など<u>一定の要件を満たす場合に、例外的に20人まで定員規模を引き下げ</u>。

(認可外保育施設に対する指導監督)

○ 認可外保育施設に対しても、制度上、設置の(事後)届出義務が課せられており(※)、都道府県知事による指 <u>導監督・勧告・公表・事業停止命令の対象となる。(※認可外保育施設指導監督基準)</u>

※事業所内保育施設など一部、届出対象外の施設有り。

(認可外保育施設に対する財政措置)

○ 現行制度においては、認可保育所における保育の実施費用のみ、市町村の支弁義務がかかっており、<u>認可外</u> 保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する一部の補助金や、事業所内保育施設に対する助成金を 除き、制度的な公費投入はなく、各自治体が独自に支援するか否かに委ねられている。(※認可保育所への移 行支援に係る補助制度・事業所内保育施設に対する助成制度)

22

(参考)

児童福祉施設最低基準と認可外保育施設指導監督基準

項 自	児童福祉施設最低基準(保育所)	認可外保育施設指導整響業準
職 真	・配置基準 (児童): (保育士) 0 像児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳以 2 0 : 1 4 歳以上児 3 0 : 1 保育士のみ	・主たる保育時間11時間については、 遺伝基準に規定する数以上、11時間を 超える時間常については、現に保育され ている児童が1人である場合を除さ、常 時2人以上の紀確が必要 保育を表する。 保育者を表する。 議場依据が必要
设 備	○2 能来店 - 乳児宝 1.65㎡/人 - ほふくま 3.3㎡/人 - ほふくま 3.3㎡/人 - 医裕室、神理室、使所 ○2歳以上 - 保育宝又は遊戯室 1.98㎡/人 - 屋外家蔵場 3.3㎡/人 - 関理重、便所	 保育室 1.65 ㎡ノ人 調理室、便所
非常災害に 対する処置	・ 消火用具、非常口等の設置・ 定期的な関連の実施	 消火用具、非常口等の設置 定期的な訓練の実施
保育業等を 2階以上に 設ける場合 の条件	・転答防止装置 ○保育室等を2階に設ける場合 耐火環境物叉は下断火速廃物 医外階段、屋内特別菱階階設 応沈施行参第123条第3項)等による2カ 向遊離延緯	
	○保育室等を3階以上に飲ける場合 - 耐火造祭物 - 耐火造祭物 - 配外階段、特別遊離階段等による2方 - 向遊駆総路 (4 陸以上の場合は監外遊廳 階段を必需の防火区底(自動消火数億等が 設置されている場合の仲例あり) - 非常等戦能具 - カーラン等の防火处理	〇余育室等を3階以上に設ける場合 - 耐火陸鈍物 - 風外階級・特別避難階級等による2カ の避難基路(4階以上の場合は壁外遊離 踏設を必配 - 関煙型の防火収価(自動消火装置等が 設置されている場合の特例あり) - 非常警報番具 - カーテン等の防火処理
児童の処遇	○保育の内容 ・ 健康状態の観察、服装等の異常の有無 についての検査、自由遊び、登接 ・ 保護者との連絡 ○約金 ・ 必要な栄養量を含有 ・ 確立の作成	※ 保育所保育指針に準じる。
 	○健康診断の実施	

注)裁司外保育施設指導監督基準は、劣悪な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に 適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉起設最低基準を満たすことが望ました。

(参考)

認可外保育施設への対応の概要

【1. 認可化へ向けた補助事業】○ 認可化移行促進事業

(20年度予算額 13 百万円 → 21 年度予算額 13 百万円)

一定水準の質のサービスを提供する認可外保育施設の認可化に当たり、市町村が保育士を 当該施設に派遣して、保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。 平成17年度より環境改善事業は保育環境改善事業へ統合。

○ 認可外保育施設の衛生・安全対策 (20年度予算額 23 百万円 → 21年度予算額 17 百万円)

器可外保育施設に従事する職員に対しても健康診断を行うことにより、受診の促進を図る。 平成19年度より放課後児童等衛生事業からの器可外保育施設分を分離。

○ 保育所体験特別事業

(20年度予算額 300 百万円 → 21 年度予算額 253 百万円)

ベビーホテル等を利用する親子等に保育所を開放し、児童の発達状況のチェック、親への 相談、助言などを実施。

○ 保育従事者研修事業

(20 年度予算額 49 百万円 → 21 年度予算額 50 百万円)

認可外保育施設の施設長や保育従事者を対象とした研修の実施。

【2. 多様な保育ニーズに対応するための補助事業】○ 一時預かり事業(地域密着型)(20 年度予算額 0 百万円 → 21 年度予算額 197 百万円)

一時預かりのニーズの増加に対応するためその拡充を図る必要があることから、補助ネ象を従来の保育所での実施に加え、実施主体をNPO法人等多様な運営主体に拡大し、 地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所などにおける一時預かりを推進する。

○ 休日・夜間保育事業

(20年度予算額 576 百万円 → 21 年度予算額 784 百万円)

【保護者の勤務形態の多様化に対応するため、平成 21 年度より、認可保育所のほか、一 定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とする。

23

100

事業所内保育施設設置・運営等助成金の概要

〇 労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営及び増築を行う事業主·事業主団体に、その費用の一部や保育遊具等購入費用の一部を支給するもの。

	助成率等	助成限度額		
①設置費	2分の1 (中小企業:3分の2)	2. 300万円		
②增築費	2分の1	増築	1, 150万円 5人以上の定員増を伴う増築、体調 不調児のための安静室等の整備	
		建替え	2,300万円 (5人以上の定員増を伴う建替え)	
	(大企業) 1年目~5年目 2分の1 6年目~10年目 3分の1 (中小企業) 1年目~5年目 3分の2 6年目~10年目 3分の1		1年目~5年目	6年目~10年目及び(※2)
		通常型	規模に応じ 最高 699万6千円	規模に応じ 最高 466万4千円
③運営費		時間延長型	規模に応じ 最高 951万6千円	規模に応じ 最高 634万4千円
		深夜延長型	規模に応じ 最高 1,014万6千円	規模に応じ 最高 676万4千円
		体調不調児対応 型	上記それぞれの型の運営に 係る額 +165万円	上記それぞれの型の運営に 係る額 +110万円
④保育遊具等 購入費	自己負担金10万円を 控除した額	40万円		

- (※1)このほか、平成20年度で廃止となった両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の経過措置 分として、918百万円を計上している。
- (※2)両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の運営費を受給し、受給期間(5年間)を経過した事業主等又は事業所内保育施設設備等助成事業の新築費を受給した事業主等の場合

病院内保育所事業について

子供を持つ看護職員、女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営費の一部(保育士等の人件費等)や、開設に当たっての施設整備について補助を行う。

- 平成22年度要求額 2,192百万円(平成21年度予算額 1,994百万円)
 - ※ 22年度要求において、
 - 1. 補助基準額の更なる嵩上げ
 - ・ 保育士1人当たりの補助基準を 180,700円/月 → 188,650円/月
 - · 24時間保育等基準 20,080円/日 → 20,950円/日
 - 2. 児童保育への補助を新設
 - ・ 専任の職員を配置し児童保育を実施する場合 238,560円/月
 - ※ 20年度予算において「緊急一時保育」及び「開設のための施設整備費」も補助対象とした
- 補助率 1/3(国1/3、県1/3、事業者1/3)
- 平成22年度要求内訳 運営費:1,257百万円(対象か所数1,132か所→1,150か所)

24時間保育:783百万円(対象か所数655か所→623か所)

病児等保育:44百万円(対象か所数56か所→57か所)

緊急一時保育:31百万円(対象か所数25か所→25か所)

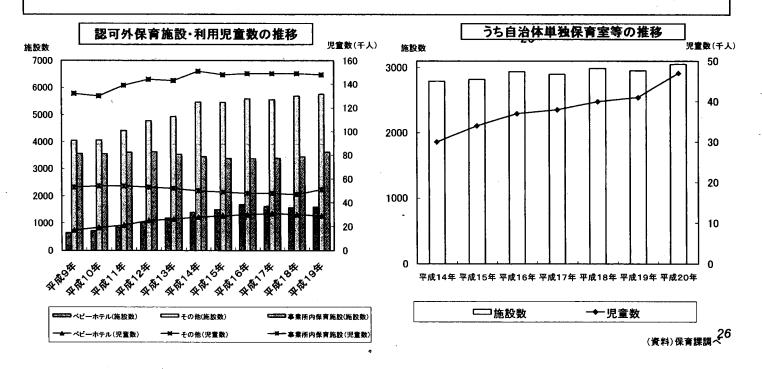
児童保育:76百万円(対象か所数80か所)

- ※ 運営費等は民間医療機関のみ対象、施設整備費は公的及び民間医療機関のみ対象
- ※ 院内保育を実施している病院数 2,754か所(平成17年医療施設調査・病院報告)

24

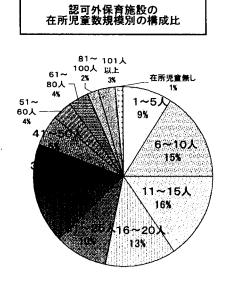
認可外保育施設数・利用児童数の推移

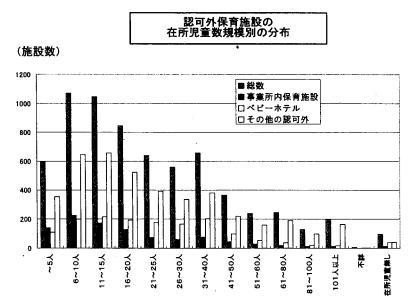
- <u>認可外保育施設数は約1万箇所、利用児童数は約23万人。認可保育所数の約1/2、利用児童数で約1割</u>を 占める。
- 利用児童数の近年の推移をみると、事業所内保育施設は減少傾向、ベビーホテルは増加傾向にあるが、全体 としては横ばい傾向にある。
- そのうち、自治体独自の補助を受けるいわゆる「自治体単独保育室等」の利用児童数は増加傾向にある。



認可外保育施設の規模

- 認可外保育施設の在所児童数を見ると、20人以下が53%を占めている。
- 認可保育所の原則的な定員である60人超の規模は1割に満たない。





(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの